

審 査 基 準

基準の名称	徳島県立産業観光交流センター使用料減免要綱	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許認可等・処分の概要
徳島県立産業観光交流センター設置 管理条例	1 0 - 3	使用料の減免
基 準 の 内 容		

徳島県立産業観光交流センター使用料減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成5年徳島県条例第4号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、同条に掲げる施設の使用料について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第2条 使用料を減免することができるとき及び減免の割合は、次の表に定めるとおりとする。

減免の対象となる施設	減免することができるとき	減 免 率
多目的ホール 特別会議室 会議室 特別室 控室 多目的広場 用具 駐車場	(1) 条例第3条第1項に規定する指定管理者が、産業観光交流センター設置の目的を達成するために主催する自主事業で、産業観光交流センターの利用促進に相当の効果が見込まれ、かつ運営上支障のない催事を実施するために使用するとき。	有料催事 使用料の額に百分の五十を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てる）。
	(2) 県民あがての行事である阿波踊りを支援するため、県が参画する団体が主催する利用者数が3,000人の規模を超える催事を実施するために使用するとき。	無料催事 使用料を免除する。
	(3) 県内宿泊者数の増加が見込まれる大会、興行等、本県の産業の発展と観光等の振興に寄与するもの、その他産業観光交流センターの利用促進に相当の効果が見込まれる催事等で、知事が特に必要と認めるとき。ただし、他の支援措置がなされているものを除く。	使用料の額に百分の五十を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てる）。
	(4) 県が産業観光交流センターの記念事業として主催若しくは共催する催事等に参画する者が準備、練習及び催事実施のために使用するとき。	使用料を免除する。

(使用料の減免申請)

第3条 使用料の減免を受けようとする者は、申出により知事の承認を受けるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年10月20日から施行する。
 この要綱は、平成7年4月15日から施行する。
 この要綱は、平成7年11月21日から施行する。
 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。
 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成19年5月14日から施行する。
 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。
 この要綱は、平成25年12月25日から施行する。